

当別町一体型義務教育学校基本構想（案）に対する パブリックコメント実施要項

1 実施目的

平成34年度に開校を予定する施設一体型義務教育学校についての構想をまとめた、「当別町一体型義務教育学校基本構想」の作成に向け、広く町民に周知し、町民の意見を反映させることを目的とする。

2 対象案件

当別町一体型義務教育学校基本構想（案）

3 募集期間

平成30年7月6日（金）から平成30年7月27日（金）まで

4 意見提出の対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事業所又は事務所を有するもの
- (3) 町内の事業所又は事務所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 当該基本構想に利害関係を有するもの

5 対象案件の閲覧場所

- (1) 当別町ホームページ（PDF形式による）
- (2) 教育委員会学校教育課 窓口（役場3階）
- (3) 教育委員会子ども未来課 窓口（当別町総合福祉センター（ゆとろ））
- (4) 住民環境部環境生活課 窓口（役場1階）
- (5) 当別町太美出張所（太美郵便局内）
- (6) 西当別コミュニティーセンター（石狩郡当別町太美町22番地7）
- (7) 白樺コミュニティーセンター（石狩郡当別町白樺町2792番地1）

6 意見提出に係る留意事項等

- (1) 住所、氏名、連絡先を記載すること。（団体は、団体名、所在地、代表者名、連絡先）
- (2) 意見の書式は任意とする。（ホームページと閲覧場所に参考様式を備え付ける）
- (3) 提出方法は上記閲覧場所における提出、郵送、FAX、電子メールによる。
- (4) 電子メールにより提出する場合は、添付ファイルを使用せず、メール本文に意見を記載すること。

7 提出先

〒061-0292 石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町教育委員会 学校教育課一貫教育係

FAX 0133-23-3114

メールアドレス：kyokan3@town.tobetsu.hokkaido.jp

8 意見の取り扱い

基本構想作成にあたって集約し、当別町ホームページにおいて、意見の概要及び意見に対する町の考え方を公表する。なお、公表の際は、提出者の個人情報は公開しない。